

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成19年3月30日京都市条例第56号）

（理財局税務部主税課）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例について、特例の対象となる特定株式の取得期間を平成21年3月31日まで延長することとします。

（附則第19条の3関係）

2 固定資産税

鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとし、当該鉄軌道用地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、一定の場合を除き、当該鉄軌道用地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとし、（附則第8条の4関係）

3 市たばこ税

附則により、当分の間、1,000本につき3,298円としている税率を、本則によるものとし、（第85条及び附則第17条関係）

この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第56号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第85条中「3,064円」を「3,298円」に改める。

附則第8条第2項中「附則第16条第8項」の右に「,第11項及び第12項」を加える。

附則第8条の3の次に次の1条を加える。

(平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第8条の4 法附則第17条の3第1項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、第42条第2項又は第4項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 前項の規定の適用を受けた土地（以下この項において「特例土地」という。）に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第42条第3項又は第5項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において同条第2項各号に掲げる事情があるため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分

の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

附則第17条第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた法附則第30条の2第2項」を「法附則第30条の2」に改め、「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第19条の3第6項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(固定資産税又は都市計画税に関する経過措置)

2 地方税法附則第17条の3第1項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税又は都市計画税の賦課徴収については、地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）附則第7条に規定するところによる。

(その他の経過措置)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(理財局税務部主税課)